

令和 8 年 9 月 1 6 日

○規則

小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則及び小田原市助産の実施及び母子保護の
実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則及び小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 1 号

小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則及び小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

(小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則の一部改正)

第 1 条 小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則（昭和 5 8 年小田原市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 1 中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同表備考 2 (2) 中「、第 6 項」を削り、「第 2 7 項」を「第 2 4 項」に改め、「、第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項」を削る。

(小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（平成 3 1 年小田原市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「所得を」を「所得割を」に、「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同表備考 2 (2) 中「、第 2 項及び第 6 項」を「及び第 2 項」に改め、「、第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 2 号

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

小田原市養育医療に関する規則（平成 2 5 年小田原市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

様式第 1 0 号中

決 定 点 数 (7) 点	社 会 保 険 等 負 担 分 (4) 円	差 引 公 費 負 担 額 (7) × 10 円 − (4) 円
---------------------	--------------------------------	---

を

「

総 医 療 費 ① 円	医 療 保 険 等 負 担 額 ② 円	公 費 負 担 額 ① − ② = ③ 円
-------------------	------------------------------	-----------------------------

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。